



2027年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）

2026年8月12日

上場会社名 株式会社サンウェルズ 上場取引所 東
コード番号 9229 URL <https://sunwels.jp>
代表者 (役職名) 代表取締役社長 (氏名) 新 俊彦
問合せ先責任者 (役職名) 取締役コーポレート本部長 (氏名) 上野 英一 TEL 076 (272) 8982
配当支払開始予定日 —
決算補足説明資料作成の有無：有
決算説明会開催の有無：無

(百万円未満切捨て)

1. 2027年3月期第1四半期の業績 (2026年4月1日～2026年6月30日)

(1) 経営成績 (累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2027年3月期第1四半期	7,298	10.5	△347	—	△519	—	△557	—
2026年3月期第1四半期	6,605	5.9	△507	—	△687	—	△725	—

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
	円 銭	円 銭
2027年3月期第1四半期	△17.17	—
2026年3月期第1四半期	△22.35	—

(参考) EBITDA (営業利益+減価償却費+株式報酬費用)

2027年3月期第1四半期 115百万円 (—%) 2026年3月期第1四半期 △95百万円 (—%)

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(2) 財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
2027年3月期第1四半期	45,050	6,418	14.2
2026年3月期	45,633	6,972	15.2

(参考) 自己資本 2027年3月期第1四半期 6,376百万円 2026年3月期 6,932百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
2026年3月期	—	0.00	—	0.00	0.00
2027年3月期	—				
2027年3月期 (予想)		0.00	—	0.00	0.00

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無：無

3. 2027年3月期の業績予想 (2026年4月1日～2027年3月31日)

(%表示は、対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	28,872	2.6	420	—	△854	—	△1,060	—	△32.71

(参考) EBITDA 2027年3月期通期 2,402百万円 (267.2%)

(注) 直近に公表されている業績予想からの修正の有無：無

※ 注記事項

(1) 四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用：有

(注) 詳細は、添付資料 6 ページ「2. 四半期財務諸表及び主な注記 (3) 四半期財務諸表に関する注記事項 (四半期財務諸表の作成に特有の会計処理に関する注記)」をご覧ください。

(2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- | | |
|----------------------|-----|
| ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 | : 無 |
| ② ①以外の会計方針の変更 | : 無 |
| ③ 会計上の見積りの変更 | : 無 |
| ④ 修正再表示 | : 無 |

(3) 発行済株式数 (普通株式)

① 期末発行済株式数 (自己株式を含む)	2027年3月期1Q	35,220,000株	2026年3月期	35,220,000株
② 期末自己株式数	2027年3月期1Q	2,777,292株	2026年3月期	2,787,492株
③ 期中平均株式数 (四半期累計)	2027年3月期1Q	32,438,225株	2026年3月期1Q	32,432,508株

※ 添付される四半期財務諸表に対する公認会計士又は監査法人によるレビュー：有 (任意)

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

(将来に関する記述等についてのご注意)

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用に当たっての注意事項等については、添付資料 2 ページ「1. 経営成績等の概況 (3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

(決算補足説明資料の入手方法)

決算補足説明資料は T D n e t で同日開示しております。

○添付資料の目次

1. 経営成績等の概況	2
(1) 当四半期の経営成績の概況	2
(2) 当四半期の財政状態の概況	2
(3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明	2
(4) 継続企業の前提に関する重要事象等	3
2. 四半期財務諸表及び主な注記	4
(1) 四半期貸借対照表	4
(2) 四半期損益計算書	5
(3) 四半期財務諸表に関する注記事項	6
(財務報告の枠組みに関する注記)	6
(継続企業の前提に関する注記)	6
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	6
(四半期財務諸表の作成に特有の会計処理に関する注記)	6
(四半期キャッシュ・フロー計算書に関する注記)	6
(セグメント情報等の注記)	6
(収益認識関係)	7
(追加情報)	7
独立監査人の四半期財務諸表に対する期中レビュー報告書	8

1. 経営成績等の概況

（1）当四半期の経営成績等の概況

当第1四半期累計期間におけるわが国の経済は、雇用環境の改善や堅調なインバウンド需要を背景に、景気は緩やかな持ち直しの動きがみられました。一方で、物価上昇の継続による個人消費の伸び悩みや米国の関税政策の影響などから、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社を取り巻く介護及び医療環境につきましては、団塊の世代が後期高齢者となった現在、さらに高齢者人口の増加と生産年齢人口の減少が進展する2040年頃を見据え、高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられる社会の実現に向け、地域包括ケアシステムの深化・推進が進められております。地域にかかわらず適切な医療・介護サービスを受けられる体制の整備が求められており、質の高い在宅医療・訪問看護の確保がますます重要となっております。また、指定難病分野においては専門的な医療・介護ニーズが高まっており、専門医療機関や専門的な介護サービスに対する需要は今後一層拡大していくものと考えております。

このような環境のもと、当社はパーキンソン病専門施設である「PDハウス」の中長期的な事業拡大を推進しております（前事業年度には新たに13施設を開設）。一方で、2026年度診療報酬改定等による事業環境の変化を背景に、収益モデルの転換やコスト構造の見直し等の施策に重点的に取り組んでおります。これらの施策の推進を優先するため、当面の間、「PDハウス」の新規開設を一時的に見合わせております。

また、当該診療報酬改定における包括型訪問看護制度の導入に伴い、当社の訪問看護サービスの報酬体系に変化が生じております。この報酬体系の変化により、当社の訪問看護サービスに係る収益性に一定の下押し影響が生じております。このような事業環境の変化に対応するため、当社はパーキンソン病専門施設としての特性を維持しながら、当該制度に適合した人員配置への移行やビジネスモデルの見直し等の構造改革を推進しております。これらの構造改革には一定の期間を要することから、収益性は一時的に大きく低下しております。

以上により、当第1四半期累計期間における売上高は7,298百万円（前年同期比10.5%増）、営業損失は347百万円（前年同期は507百万円の営業損失）、経常損失は519百万円（前年同期は687百万円の経常損失）、四半期純損失は557百万円（前年同期は725百万円の四半期純損失）となりました。

（2）当四半期の財政状態の概況

（資産）

当第1四半期会計期間末における資産合計は45,050百万円となり、前事業年度末から583百万円減少しました。これは主に、リース資産が200百万円、売掛金が174百万円、現金及び預金が160百万円減少したことによるものです。

（負債）

当第1四半期会計期間末における負債合計は38,631百万円となり、前事業年度末から30百万円減少しました。これは主に、賞与引当金が562百万円減少した一方で、流動負債のその他に含まれる預り金が304百万円増加したことによるものです。

（純資産）

当第1四半期会計期間末における純資産合計は6,418百万円となり、前事業年度末から553百万円減少しました。これは主に、四半期純損失の計上により利益剰余金が557百万円減少したことによるものです。

（3）業績予想などの将来予測情報に関する説明

2027年3月期の業績予想につきましては、2026年5月12日の「2026年3月期 決算短信〔日本基準〕（非連結）」で公表いたしました通期の業績予想から変更はありません。

（4）継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、2025年2月7日付「特別調査委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ」のとおり、調査の結果、短時間訪問事案及び同行者不在訪問事案が存在していたことが判明しました。本件の対象となる部分について過年度の決算を訂正し、再発防止策の実行による運営体制の見直しを行った結果、収益性が一時的に大幅に低下したことから、前々事業年度（2025年3月期）に925百万円、前事業年度（2026年3月期）に1,656百万円の当期純損失を計上し、2期連続の当期純損失となりました。さらに、2026年度診療報酬改定等の外部環境の変化を背景に、現行の事業構造では十分な収益性の確保が困難な状況にあり、当第1四半期累計期間においても四半期純損失557百万円を計上いたしました。

また、当第1四半期会計期間末の借入金のうち、2023年3月14日締結のコミットメント期限付タームローン契約（当第1四半期会計期間末における借入金残高321百万円）及び2023年9月15日締結のコミットメント期限付タームローン契約（当第1四半期会計期間末における借入金残高549百万円）に付されている財務制限条項に抵触しております。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。

しかしながら、当社は当該状況を解消するための具体的な施策を推進しており、2027年3月期を構造改革実施期間と位置づけ、以下の対応策を実行しております。

①収益モデルの転換

サービス提供の適正化を進め、持続可能な収益モデルへの転換に取り組んでおります。

そのため、報酬制度の見直しや利用者ニーズの変化に対応したサービス提供体制の再構築を進め、収益構造の安定化を目指しております。

包括型訪問看護療養費の新設に伴い、従来の出来高による訪問に依存する収益構造から、1日単位の包括評価に対応した持続可能な収益モデルへの移行を進めております。具体的には、これまで当社が強みとしてきたパーキンソン病の入居対象者様へのケア体制をベースとしつつ、入居者様の状態に応じたサービス提供の適正化・効率化、それに伴う人員配置の適正化を推進しております。新たな報酬制度下においても安定的に利益を創出できる収益基盤へのシフトを進めております。

②コスト構造の抜本的見直し

固定費及び変動費の両面からコスト構造を見直し、収益性の改善に取り組んでおります。

報酬体系の変更に伴う利益率への影響を低減するため、コスト構造全体の抜本的な再構築を進め、経営効率の向上を図っております。これまで外部へ委託していた清掃等の各種業務について自社内での内製化を推進し、業務委託費の削減を図っております。あわせて、訪問看護や介護スタッフの勤務シフト・配置の最適化や、施設運営に関わる各種調達コストの最適化を並行して推進しております。包括型の評価制度下でも一定の収益性を維持できる経営体制の確立を進めております。

③稼働率向上施策の推進

医療連携及び入居促進の強化を通じて稼働率の向上を図り、収益力の底上げを進めております。

稼働率向上に向けて、地域医療機関との連携強化や入居促進施策を体系的に推進し、安定的な入居フローの構築を進めております。具体的には、地域の主要な病院および居宅介護支援事業所のケアマネジャー等に対する営業活動を行う「専任営業担当者」を各エリアに配置いたしました。この専任営業担当者による継続的な営業活動を通じて、退院後や在宅からの入居相談・紹介ルートの構築を進めております。当社の強みであるパーキンソン病ケアの専門性を地域医療機関へ直接訴求することで、高い稼働率の維持を図っております。

また、資金繰りに関する懸念を解消するため、取引先金融機関からは、2026年4月21日付「（開示事項の変更）借入金の返済条件の変更及び資金使途の変更に関するお知らせ」のとおり、2026年4月30日から同年9月30日までの期間、借入金の元本返済について猶予を受けており、今後についても取引先金融機関と緊密に連携し、必要な協議を継続してまいります。

なお、2025年3月21日付「債権の流動化に関するお知らせ」のとおり、キャッシュ・フローの改善及び財務安全性の向上を目的として債権流動化の契約を締結しております。加えて、2026年2月12日付「代表取締役からの寄付金受入及び特別利益の計上に関するお知らせ」のとおり、当時の代表取締役から財務基盤の強化を目的とした寄付の受入れを行い、当面の事業資金を確保しております。

以上により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

2. 四半期財務諸表及び主な注記

(1) 四半期貸借対照表

(単位：百万円)

	前事業年度 (2026年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2026年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,092	3,932
売掛金	4,923	4,748
棚卸資産	19	20
未収還付法人税等	113	131
その他	300	253
貸倒引当金	△1	△1
流動資産合計	9,448	9,084
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	10,973	10,857
リース資産（純額）	21,669	21,469
その他（純額）	2,451	2,564
有形固定資産合計	35,094	34,891
無形固定資産	15	14
投資その他の資産		
その他	1,076	1,062
貸倒引当金	△1	△1
投資その他の資産合計	1,075	1,060
固定資産合計	36,185	35,966
資産合計	45,633	45,050
負債の部		
流動負債		
買掛金	209	209
1年内償還予定の社債	15	15
短期借入金	572	572
1年内返済予定の長期借入金	1,039	1,365
債権流動化に伴う支払債務	1,516	1,608
リース債務	378	399
賞与引当金	1,233	671
その他	2,119	2,576
流動負債合計	7,084	7,417
固定負債		
社債	30	30
長期借入金	4,541	4,215
リース債務	22,535	22,430
退職給付引当金	314	331
診療報酬返還に伴う負債	3,207	3,207
資産除去債務	612	660
その他	335	339
固定負債合計	31,576	31,213
負債合計	38,661	38,631
純資産の部		
株主資本		
資本金	35	35
資本剰余金	8,633	8,634
利益剰余金	△1,730	△2,287
自己株式	△5	△5
株主資本合計	6,932	6,376
新株予約権	39	42
純資産合計	6,972	6,418
負債純資産合計	45,633	45,050

（2）四半期損益計算書

（単位：百万円）

	前第1四半期累計期間 （自2025年4月1日 至2025年6月30日）	当第1四半期累計期間 （自2026年4月1日 至2026年6月30日）
売上高	6,605	7,298
売上原価	6,041	6,759
売上総利益	563	539
販売費及び一般管理費	1,071	886
営業損失（△）	△507	△347
営業外収益		
受取利息	0	0
貸倒引当金戻入額	-	0
助成金収入	3	158
補助金収入	71	2
その他	7	12
営業外収益合計	82	173
営業外費用		
支払利息	260	326
その他	2	19
営業外費用合計	262	345
経常損失（△）	△687	△519
特別損失		
固定資産除却損	0	1
特別損失合計	0	1
税引前四半期純損失（△）	△687	△520
法人税等	37	36
四半期純損失（△）	△725	△557

(3) 四半期財務諸表に関する注記事項

(財務報告の枠組みに関する注記)

四半期財務諸表は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成しております。

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成に特有の会計処理に関する注記)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自2025年4月1日 至2025年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自2026年4月1日 至2026年6月30日)
減価償却費	408百万円	459百万円

(セグメント情報等の注記)

前第1四半期累計期間（自 2025年4月1日 至 2025年6月30日）

当社は、介護事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第1四半期累計期間（自 2026年4月1日 至 2026年6月30日）

当社は、介護事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる集積を分解した情報

前第1四半期累計期間（自 2025年4月1日 至 2025年6月30日）

（単位：百万円）

	サービス区分						合計
	PDハウス	医療特化型住宅	グループホーム	デイサービス	福祉用具事業	加圧トレーニング事業	
北海道	550	—	—	—	—	—	550
関東	2,440	—	—	—	—	—	2,440
中部・北陸	1,030	453	41	117	26	7	1,678
関西	1,161	—	—	—	—	—	1,161
中国・四国	5	—	—	—	—	—	5
九州	667	—	—	—	—	—	667
顧客との契約から生じる収益	5,855	453	41	117	26	7	6,502
その他の収益	—	—	—	—	102	—	102
外部顧客への売上高	5,855	453	41	117	129	7	6,605

（注） 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく収益であります。

当第1四半期累計期間（自 2026年4月1日 至 2026年6月30日）

（単位：百万円）

	サービス区分						合計
	PDハウス	医療特化型住宅	グループホーム	デイサービス	福祉用具事業	加圧トレーニング事業	
北海道	619	—	—	—	—	—	619
関東	2,841	—	—	—	—	—	2,841
中部・北陸	1,122	415	43	112	18	7	1,720
関西	1,308	—	—	—	—	—	1,308
中国・四国	85	—	—	—	—	—	85
九州	620	—	—	—	—	—	620
顧客との契約から生じる収益	6,598	415	43	112	18	7	7,196
その他の収益	—	—	—	—	101	—	101
外部顧客への売上高	6,598	415	43	112	120	7	7,298

（注） 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく収益であります。

（追加情報）

（診療報酬返還に伴う負債）

外部報道機関の報道を契機として、訪問看護事業において全社的に過剰な診療報酬請求が行われた疑義が判明したため、2024年9月20日に独立した外部の弁護士を含む特別調査委員会を設置して調査を進め、2025年2月7日に特別調査委員会から調査報告書を受領しました。特別調査委員会の調査の結果、訪問看護事業において診療報酬の請求が過大に行われた事実が判明しました。これに伴い、前々事業年度において、当該診療報酬に係る過大の請求等に対して、保険者等に対する金員の返戻額を計上しております。当第1四半期累計期間においては、導入済みの再発防止策の継続的な運用及び改善により、追加で計上すべき返戻額は発生しておりません。

独立監査人の四半期財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年 8月 12日

株 式 会 社 サ ン ウ ェ ル ズ

取 締 役 会 御 中

有 限 責 任 監 査 法 人 ト ー マ ツ
北 陸 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 小 松 聡
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 石 橋 智 己
業 務 執 行 社 員

監査人の結論

当監査法人は、四半期決算短信の「添付資料」に掲げられている株式会社サンウェルズの2026年4月1日から2027年3月31日までの第22期事業年度の第1四半期会計期間（2026年4月1日から2026年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2026年4月1日から2026年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して四半期財務諸表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1． 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（四半期決算短信開示会社）が別途保管しております。

2． XBRL データ及びHTML データは期中レビューの対象には含まれていません。